

知名町農業委員会だより

※※お問い合わせ※※
知名町農業委員会
0997-84-3164 (内627)

【各種申請はお早めに】

農業委員会の各種申請の締切は、毎月10日です。総会は18日（18日が閉庁日には、前後の開庁日）です。耕作証明の発行については、農地基本台帳に基づきその世帯で耕作している農地面積の証明を発行します。みなし貸借による農地については、証明される面積に含まれません。

【8. 1 調査・農地パトロール月間】

8月から11月にかけて、町内の全ての農地所有者に対して農地の所有・耕作状況・世帯員及び就業・耕作放棄地等の状況調査を行います。ご協力をお願いします。

【全国農業新聞の普及推進】

農業委員会の業務として、農業者への農業技術・農業経営及び農業情報等の提供を行っています。全国農業新聞の購入希望者は知名町農業委員会へお問い合わせください。
○購読料・・・月に600円で毎週（金）に郵送されて来ます。

【賃借料情報】

10アール当たり賃借料（情報）

現況地目（畑）

平成25年実績 単位：円

締結（公告された地域名）	平均額	最高額	最低額	データ数
基盤整備地域	16,500	22,400	6,200	89
未整備地域	16,300	22,400	7,000	106

※※農地制度が変わります※※

【農地中間管理事業の創設】

○農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化をスピードアップし、生産コストを削減していく必要があります。10年後の目標達成のために農地中間管理事業が実施されます。

目 標	現 状	10年後
①担い手が利用する農地面積	全農地の5割	全農地の8割
②新規就農し定着する農業者を倍増 (40代以下の農業従事者)	20万人	40万人
③法人経営体を拡大	12,500法人	50,000法人

【農地中間管理事業の目的】

- 農業経営の規模の拡大
- 耕作の事業に供される農用地の集団化
- 新たに農業経営を営もうとする者の参入（法人を含めて）の促進
- 遊休農地の有効活用
- *農用地の利用の効率化と高度化の促進を図ることにより、農業の生産性の向上に資することを目的としています。

【遊休農地対策の強化】

- 農地の所有者に対し、農地の農業上の利用について、意向調査を行い、農地中間管理機構への貸付を促す仕組みが設けられます。
- 遊休農地対策は農業委員会による利用意向調査から始まり、中間管理機構に協議の勧告、県知事の裁定・公告により、中間管理機構が権利を取得できるようになりました。（耕作者不在・所有者を確知できない場合も知事の裁定・公告で権利が移転できます）

【農業者年金】

しっかり積み立て、がっちりサポート
安心で豊かな老後を

農業者年金に加入しよう！

～ 農業に従事する方なら広くご加入いただけます。～

- [加入条件] ○年齢要件・・・ 20歳以上60歳未満
○国民年金の要件・・・ 国民年金の第1号被保険者
○農業上の要件・・・ 年間60日以上農業に従事
*農業者経営者はもちろん、その配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

- [保 険 料] ○農業者の所得や将来設計に応じ、月2万円から6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、いつでも保険料の変更ができます。

[お得なポイント]

- 終身年金で80歳までの保証付きです。
- 保険料の国庫補助が受けられます。認定農業者で青色申告している35歳未満の方には、国から最高月額1万円の保険料補助があります。
(最長20年間で補助額は216万円)
- 支払った保険料は、全額が社会保険料の控除の対象となります。

